平成３０年（フ）第２３５号
さいたま市南区曲本４丁目４番16号　アンシャンテ101
債務者　杉山　真希（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　　浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月11日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４７号
三重県津市柳山津興620番地３
債務者　北浦　智巳
1　決定年月日時　平成30年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　一恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第４９号
愛媛県松山市古三津３丁目29番22号
債務者　岩本　尚樹
1　決定年月日時　平成30年３月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩崎由紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５３号
愛媛県松山市吉藤５丁目４番55号　ＭＥＲＣＩ21M202号
債務者　大西　崇史
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月５日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５９号
高知市鴨部３丁目10番５号　106
債務者　流屋敷雄二
1　決定年月日時　平成30年３月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１７１号
京都市山科区御陵原西町55、住民票上の住所京都市山科区御陵原西町17番地６
債務者　鈴木電気こと　鈴木　　勝
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　錦織　秀臣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月13日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第２３号
秋田県横手市十文字町字西上77―２、住民票上の住所秋田県横手市十文字町十五野新田字梨木境91番地12
債務者　柿崎　英雄
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成３０年（フ）第６３号
函館市大川町１番84―504号
債務者　高橋　　葵
1　決定年月日時　平成30年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第６２号
愛知県岡崎市明大寺町字大圦１番地164
債務者　井上　佳祐
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第７８号
愛知県豊田市金谷町４丁目25番地５　ビレッジ挙母107号、前住所愛知県豊田市緑ケ丘１丁目95番地１
債務者　渡部　翔太
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第８８号
埼玉県ふじみ野市上福岡６丁目９番１号パークハイム206
債務者　ボロメオ美樹（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第３３号
岡山県笠岡市笠岡3107番地１　市営住宅大久保団地７号
債務者　二階堂　亨
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第３８号
釧路市千歳町13番15号　ホワイトレジデンス１号室
債務者　清水　啓太
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第９６号
埼玉県飯能市大字川寺696番地16
債務者　高橋　栄子
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１１５号
埼玉県川越市南大塚１丁目14番地３（嵯峨コーポ101号室）
債務者　松本ウィルマハシムこと　ＭＡＴＳＵＭＯＴＯ　ＷＩＬＭＡ　ＨＡＳＩＭ
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２６５号
北海道千歳市若草２丁目４番地の12
債務者　髙田　千春
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２８５号
札幌市豊平区平岸４条２丁目６番12号　アークコート豊平公園Ⅱ―203号
債務者　古川沙耶香
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部